

研修トピックス

副会長 伊藤 高英

本年の日本弁理士会の研修所は、正副研修所長および運営委員を合わせて90名体制でスタートしました。研修担当副会長といたしまして、これまでの5ヵ月間の経過を踏まえて今後の方向性の一部を以下にまとめました。

義務研修未受講者にはレッドカードか？

義務研修は、弁理士法附則第6条に基づく研修であり、同条第1項第1号に該当する者が、平成15年1月5日までに義務研修の全課程（2日間の研修）を修了していなかった場合には、弁理士法違反となります。弁理士がこの法律に違反したときは、いわゆるレッドカードが発行されることがありますので、未だに2日分の受講を修了されていない方は、本年10月および11月に開催される予定の最終の義務研修を必ず受講されるようお願いいたします。また、義務研修の受講状況は、会員に関する情報開示の一貫として本会のホームページに掲載される予定になっております。なお、期限までに受講できない正当理由がある方は、当該正当理由が解消した後に受講していただくことになると思います。

更に、倫理研修（全会員は平成16年5月までに1回の受講が必須、その後は5年毎に1回の受講が必須）に対しても、同様の弁理士法上の要請が適用されますので、こちらもどうぞ早めに受講願います。

特定侵害訴訟代理権に関する研修

平成15年度より開始される本研修につきまして、現在、研修所において、種々の観点から検討しつつ鋭意企画いたしております。

その中でも、平成15年度の本研修の総受講者数を950～1000名規模（東京10クラス、大阪4クラス、名古屋1～2クラス、その他の地方のクラス）とする企画を考えております。この企画を実行するためには、各クラス6名程度の弁護士の方々に講師をお引き受けいただくかねばなりません。現在、東京、大阪、名古屋等の弁護士会の皆様の献身的なご協力をいただきまして講師をお引き受けいただくことになっております。この誌面を借りまして、弁護士の先生方、特許庁および発明協会の関係者に厚くお礼申し上げます。

一方、前回のアンケート結果によりますと、平成15年度における本研修の受講希望者数が1,350名強であり、計画中の前記研修規模を遙かに上回っております。従いまして、実際の受講者を絞って選出するためのルールを現在検討しております。一案としましては、本制度が創出された趣旨に鑑みまして、補佐人経験者を優先することを考えております。このような選出ルールにつきまして、会員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

本研修の今後の大まかなスケジュールは次の通りであります。本年9月末までにクラスと講師の決定、本年12月までに基本テキストの完成、15年3月までに受講募集と受講者の選出、15年5月中旬～同年9月中旬に研修実行（1週6時間を隔週で全45時間）、15年10月下旬に効果確認試験を予定しております。

その他の事項につきましては、誌面の都合上またの機会にお知らせいたします。